

# バナー広告の募集について

相模原市観光協会では、バナー広告枠を設置しております。  
広告掲載を希望される方は、以下をご覧ください。

## バナーの企画

サイズ 横 211 ピクセル × 縦 47ピクセル

形式：JPEG、PNG形式

容量：15KB以内

## 掲載期間及び掲載料

1ヶ月以上、12ヶ月以内で、月単位とする

広告料金：1カ月税込料金・・・11,000円

## 広告掲載枠

8枠（並びは先着順となります）

※応募者多数の場合は先着順となります

## 掲載基準

・バナー広告の掲載にあたっては、当協会の定めるバナー広告掲載取扱要項（※）に従って、原稿内容などに不備もしくは不適切な点がないかどうか審査をさせていただきます。

・広告掲載期間中であっても、規定に違反すると判断した場合は、掲載を取り消す可能性があります。

## 募集期間・申し込み方法

バナー広告は随時募集します。広告掲載申込書に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお申し込みください。申し込み期限は、広告掲載を希望する月の前月20日までとします。

## 申し込み・問合せ

公益社団法人 相模原市観光協会

〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原3-8-17

きらぼし銀行相模原支店ビル1階

電話：042-704-9046 FAX：042-704-9047

令和 年 月 日

## 公益社団法人相模原市観光協会バナー広告掲載申込書

公益社団法人相模原市観光協会  
代表理事 殿

広告掲載希望者 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
法人名（名称） \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先（TEL） \_\_\_\_\_  
（FAX） \_\_\_\_\_  
（Mail） \_\_\_\_\_

下記の内容にて、次のとおり申し込みます。

その際、当協会のホームページバナー広告取扱要綱及び掲載基準の内容に同意し遵守いたします。

※バナーサイズは縦 47 ピクセル×横 211 ピクセルです

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
リンク先URL	http://
業種	
協会会員の有無	<input type="checkbox"/> 会員 ・ <input type="checkbox"/> 非会員
備考	
お申込み 問い合わせ	公益社団法人 相模原市観光協会 〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原 3-8-17 きらぼし銀行相模原支店ビル1階 TEL 042-704-9046 FAX 042-704-90 URL http://www.e-sagamihara.com E-mail support@e-sagamihara.com

- 【添付資料】（1）申込者（企業・団体）の業務内容がわかる案内・パンフレット等  
（2）バナー原稿の電子データ及び印刷したもの

※ご不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

## 公益社団法人相模原市観光協会ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人相模原市観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 観光協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 観光協会ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと代表理事が認めるもの

2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に観光協会ホームページバナー広告掲載基準に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ	横 211 ピクセル×縦 47 ピクセル
画像形式	GIF（アニメ不可）、JPEG

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は代表理事が別に定める。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1か月単位とし、12か月を超えない期間とする。ただし、代表理事が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は代表理事が別に定める。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、代表理事が別に定める。

2 広告主は、前項の規定による掲載料（以下「広告掲載料」という。）を代表理事の指定する期日までに納入するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、観光協会ホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 代表理事は、公募を行うに当たって、第10条に規定する広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、次の各号の書類を代表理事が指定する期間内に提出するものとする。

- (1) 公益社団法人相模原市観光協会ホームページバナー広告掲載申込書
- (2) 事業内容を明らかにする書類
- (3) 広告案

2 広告原稿は、原則として広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 代表理事は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 代表理事は、掲載希望者の数が、第4条の規定による広告の枠数を超えたときは、抽選により決定する。

3 代表理事は、広告の否掲載を決定したときは、その結果について掲載希望者に広告否掲載決定通知書により通知する。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザインについては、観光協会及び観光協会ホームページの信用性等を損なうことのないよう、広告主と観光協会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、代表理事が別に定める。

(広告内容等の変更)

第11条 代表理事は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光協会ホームページへの広告の掲載が適切でないと代表理事が判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、観光協会ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により代表理事に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第14条 掲載期間内に、観光協会の都合で観光協会ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、観光協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第15条 代表理事は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を観光協会ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、代表理事に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに公益社団法人観光協会に連絡するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

## 公益社団法人相模原市観光協会ホームページバナー広告掲載基準

- 1 この基準は、公益社団法人相模原市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。
- 2 次の業種又は業者の広告は掲載しないものとする。
  - (1) 風俗営業類似の業種
  - (2) 消費者金融
  - (3) たばこ
  - (4) ギャンブルにかかるもの
  - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
  - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行なう施設
  - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の業者
- 3 次のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。
  - (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
  - (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
  - (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
  - (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
  - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
  - (6) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
  - (7) 社会的に適切でないもの
  - (8) 国内世論が大きく分かれているもの
  - (9) その他、掲載する広告として適当でないと代表理事が認めるもの